

札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）新旧対照表（第3条関係）（番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行）

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条（省略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで（省略）</p> <p><u>(4)</u>（現行のとおり）</p> <p><u>(5)</u>（現行のとおり）</p> <p><u>(6)</u>（現行のとおり）</p> <p>第3条から第5条まで（省略）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱いの確保 （個人情報取扱事務の届出及び閲覧）</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章（第8条を除く。）、次章、第46条及び第5章（第47条第1項及び第3項並びに第48条第2項を除く。）において同じ。）を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)から(9)まで（省略）</p> <p>2及び3（省略）</p> <p>第7条（省略）</p> <p>（特定個人情報の利用の制限）</p> <p>第8条の2（省略）</p>	<p>第1条（現行のとおり）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで（現行のとおり）</p> <p><u>(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(5)</u>（現行のとおり）</p> <p><u>(6)</u>（現行のとおり）</p> <p><u>(7)</u>（現行のとおり）</p> <p>第3条から第5条まで（現行のとおり）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱いの確保 （個人情報取扱事務の届出及び閲覧）</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章（第8条を除く。）、次章、<u>（第3節を除く。）</u>、第46条及び第5章（第47条第1項及び第3項並びに第48条第2項を除く。）において同じ。）を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)から(9)まで（現行のとおり）</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>第7条（現行のとおり）</p> <p>（特定個人情報の利用の制限）</p> <p>第8条の2（現行のとおり）</p>	<p>番号法制定に伴う定義の追加</p> <p>号の繰下げ</p> <p>号の繰下げ</p> <p>号の繰下げ</p> <p>対象とする個人情報の範囲の明確化</p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報（<u>情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。</u>）を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用することができる。</p>	<p>対象とする個人情報の範囲の明確化</p>
<p>3 (省略)</p> <p>(特定個人情報の提供の制限) 第8条の3から第31条まで (省略)</p> <p>(個人情報の提供先への通知) 第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>3 (現行のとおり)</p> <p>(特定個人情報の提供の制限) 第8条の3から第31条まで (現行のとおり)</p> <p>(個人情報の提供先への通知) 第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（<u>情報提供等記録の訂正を実施した場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>情報提供等記録の訂正の通知先の追加</p>
<p>(利用停止請求権) 第33条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己に関する個人情報、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(利用停止請求権) 第33条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己に関する個人情報（<u>個人情報に該当しない特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。</u>）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>対象とする個人情報の範囲の明確化</p>
<p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報の利用停止請求にあっては、本人の委任による代理人を含む。）は、本人に代わって利用停止請求をすることができる。</p>	<p>(1)及び(2) (現行のとおり)</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（<u>情報提供等記録を除く</u>特定個人情報の利用停止請求にあっては、本人の委任による代理人を含む。）は、本人に代わって利用停止請求をすることができる。</p>	<p>対象とする個人情報の範囲の明確化</p>
<p>3 (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>3 (現行のとおり)</p> <p>(以下現行のとおり)</p>	